

7-9 賞与について

賞与について

賞与の意義

「賞与とは、定期または臨時に、原則として労働者の勤務成績に応じて支給されるものであって、その支給額が予め確定されていないものをいうこと。定期的に支給されかつその支給額が確定しているものは、名称の如何にかかわらず、これを賞与とみなさないこと。**従ってかかるもので施行規則第8条(注:臨時に支払う賃金、賞与に準ずるもの)に該当しないものは、法第24条第2項の規定により毎月支払われなければならないこと。**」(昭22.9.13基発第17号)

※この賞与の定義(解釈)は、賃金の毎月一定期日払の原則の関係から出された通牒であること。

「賞与とは、定期または臨時に、原則として労働者の勤務成績に応じて支給されるものであって、その支給額が予め確定されていないものをいうこと。定期的に支給されかつその支給額が確定しているものは、名称の如何にかかわらず、これを賞与とみなさないこと。従ってかかるもので施行規則第8条(注:臨時に支払う賃金、賞与に準ずるもの)に該当しないものは、法第24条第2項の規定により毎月支払われなければならないこと。」(昭22.9.13基発第17号)

賞与の支給に関して実務上問題となるのが、就業規則等における「支給日在籍」要件であるが、通説及び判例(昭57.10.7最高裁「大和銀行事件」)のいずれも、これを有効と解している。